令和７年10月17日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

決算特別委員会記録

（ 第 ２ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第２号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年10月17日（金曜日）
開　会　午前10時０分
散　会　午前10時22分
場　所　第７委員会室

本日の委員会に付した事件

１　総括質疑の方法等について

出　席　委　員

委員長	仲村家治			
副委員長	仲村未央			
委　員	新垣善之	新里　匠	大屋政善	小渡良太郎
	新垣　新	島尻忠明	幸喜　愛	玉城健一郎
	山内末子	新垣光栄	糸数昌洋	西銘純恵
	瑞慶覧長風	當間盛夫		

欠　席　委　員

下地康教

○仲村家治委員長　ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

総括質疑の方法等についてを議題といたします。

まず初めに、去る10月９日の本委員会において、當間委員より提起のありました総括質疑項目の取扱いについて御協議いただきます。

まず、提起のありました総括質疑項目について、當間委員から、改めてその理由の説明をお願いします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いいたします。

それでは、基金運用の在り方についての提起理由について、當間委員お願いします。

○當間盛夫委員　ありがとうございます。

資金運用に関して質疑をさせてもらったんですが、金利がこれからいろいろな形で上昇していくというような形を考えてくると、やはり県民から受けたこの公金の運用ということは大事なものがあると思っておりますので、その分を知事にぜひ確認をしたいと思っておりますので、よろしく取り計らいをお願いいたします。

○仲村家治委員長　それでは、反対の御意見がありましたら、御発言願います。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　意見なしと認めます。

以上で、総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、総括質疑項目について確認を行った。）

○仲村家治委員長　再開いたします。

休憩中に御協議いたしました本特別委員会で提起された総括質疑項目につきましては、各常任委員会から報告のあった総括質疑項目と併せて理事会にて協議することといたします。

休憩いたします。

（休憩中に、各常任委員会から報告のあった総括質疑項目について、事務局より説明）

○仲村家治委員長　再開いたします。

理事会による協議のため、暫時休憩いたします。

（休憩中に、理事会開催）

午前10時３分休憩

午前10時19分再開

○仲村家治委員長　再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

総括質疑の実施方法等については、慎重に協議した結果、次のとおりとなりました。

理事会で全ての協議項目が一致しました。

１、質疑項目、総括質疑の全てとする。当該質疑事項に対して出席を求める者は知事とする。

２、質疑方法及び時間、質疑時間40分で各委員から質疑。タブレットに各会派の持ち時間を表示しておりますので、御参照ください。

（２）７で定める質疑通告期限までに通告がない会派がある場合は、改めて、通告がある会派に質疑時間を再配分します。

（３）、（２）により質疑時間に変更のあった会派で質疑者が複数いる場合は、質疑者ごとの質疑時間を、10月20日月曜日の正午までに報告してください。

３、会派間の質疑時間の譲渡はできません。

４、質疑順序は多数会派順といたします。

５、重複する質疑は避けていただきます。

６、質疑通告書は様式３により、質疑の要旨は可能な限り具体的に記載をお願いいたします。

最後に、質疑通告及び質疑時間の割振に係る報告期限は、本日17日午後５時といたします。

お諮りいたします。

総括質疑の実施方法等については、理事会から報告のあった協議結果のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

休憩いたします。

（休憩中に、委員長から、通告期限及び執行部からの趣旨確認について、改めて発言があった。）

○仲村家治委員長　再開いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回は、10月21日火曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　仲　村　家　治